

旅館業法第7条の2第3項に基づく無許可業者等に対する営業停止等命令に関する要綱

平成30年6月12日制定
令和5年1月20日改正

(目的)

第1条 この要綱は、行政手続法（以下「行手法」という。）第12条第1項の規定に基づき、旅館業法（以下「法」という。）第7条の2第3項に規定する営業停止等命令の処分基準を定めるとともに、処分の手続に関して必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

(処分基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合、法第7条の2第3項に基づき、旅館業の停止その他公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。ただし、緊急に措置をとる必要がないと認められるときは、この限りではない。

- (1) 法に基づく施設の構造設備の基準を満たさないと認められる場合
- (2) 法に基づく衛生措置の基準を満たさないと認められる場合
- (3) 条例第18条（第2項を除く。）の、規定に適合しない営業が認められる場合
- (4) 住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業者が宿泊料を受けて届出住宅に180日を超えて人を宿泊させたと認められる場合
- (5) 用途地域等により、建築基準法上、旅館業施設の立地が制限されている地域に立地している場合
- (6) 消防法令に定める基準に適合していない場合
- (7) 避難通路が確保されていないなど、緊急時の避難に支障をきたすおそれがある場合
- (8) 騒音の発生、廃棄物の散乱その他の事由により周辺住民の生活環境の悪化が認められる場合

(事前手続)

- 第4条 法第7条第2項又は条例第22条第1項の規定による無許可営業者等（前条第4号に該当する住宅宿泊事業者を含む。）又は関係者及び宿泊者に対する報告徴収により、当該施設において旅館業が営まれているかについて、確認を行うものとする。
- 2 前項の規定により、旅館業が営まれていると認めるときは、法第7条第2項又は条例第22条第1項に基づき無許可営業施設等への立入検査を行い、前条の適用の可否について確認を行うものとする。
 - 3 第1項の規定による報告徴収に応じないときは、法第7条第2項又は条例第22条第1項に基づき無許可営業施設等への立入検査を行い、旅館業が営まれているか、及び前条の適用の可否について確認を行うものとする。
 - 4 営業停止等命令の名宛人となる予定の者を特定後、おおむね7日以内に前条の適用の可否について確認できないときは、当該無許可営業施設等は、前条の基準に適合していない施設とみなす。
 - 5 第2項及び第3項の立入検査に当たっては、必要に応じて、関係機関に立会い等の協力を求めるものとする。

(営業停止等処分の告知及び弁明の機会の付与等)

- 第5条 無許可営業施設等について、法第7条の2第3項に基づき当該旅館業の停止その他公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な措置（以下「営業停止等」という。）を命じようとするときは、行手法第29条及び同法第30条に基づき、当該処分を受ける者に対し、あらかじめその旨を告知するとともに、弁明の機会を付与するものとする。
- 2 前項の告知については、様式1の営業停止等命令告知書を用い、弁明については、様式2の弁明書を用いるものとする。
 - 3 営業停止等の命令を告知するときは、様式3の違反調書を作成するものとする。
 - 4 行手法第13条第2項第1号に該当する場合は、第1項の規定によらず、直ちに営業停止等を命ずるものとする。

(営業停止等命令処分)

- 第6条 営業停止等の命令は、当該処分を受ける者に対して、様式4の営業停止等命令通知書により通知するものとする。
- 2 前項の通知後速やかに、条例第23条に基づき、当該処分に係る公表を行うものとする。
 - 3 前条の営業停止等の処分の告知を受けた者が、前条第2項の弁明において、当該処分予定日前に当該処分の内容を履行する旨を誓約したときは、営業停止等に係る命令を行わないことができるものとする。ただし、過去に営業停止等の告知

を受け、既に誓約書を提出し、その誓約事項を履行していない場合は、この限りではない。

(告発)

第7条 第4条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第2項及び第3項に規定する立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは第6条第1項の営業停止等命令処分に従わない者に対しては、刑事訴訟法第239条第2項に基づく告発を検討するものとする。

(補則)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉局医療衛生推進室長がこれを定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月20日から施行する。

(様式1)

保医セ第 号
年 月 日

住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者名）

京都市長 印

営 業 停 止 等 命 令 告 知 書

旅館業法第7条の2第3項に基づき、下記のとおり を命じる予
定ですので、行政手続法第30条に基づき、告知します。

この処分について、弁明がある場合には、 年 月 日までに別紙様式に
より弁明書を提出してください。

記

- 1 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項

所在地
名 称

- 2 不利益処分の原因となる事実

- 3 弁明書の提出先

〒604-0835

京都市中京区御池通高倉西入高宮町200番地 千代田生命京都御池ビル2階
京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター
宿泊施設監視指導担当 電話 075-585-5653 FAX075-251-7235

(様式2)

弁 明 書

年 月 日

(宛先) 京都市長

住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては名称及び代表者名)

【この弁明書の対象となる処分】

年 月 日付け保医セ第 号により告知された営業停止等命令処分

【次のいずれかに○を付けてください。】

- 1 私は、営業停止等命令処分を受けることについて、特に弁明はなく、別紙誓約書を提出します。
- 2 私は、営業停止等命令処分を受けることについて、特に弁明はありませんが、誓約書は提出しません。
- 3 私は、営業停止等命令処分を受けることについて、次のとおり弁明します。

【以下に弁明を詳述してください。必要に応じ、資料等を添付してください。】

【次葉あり】

誓 約 書

私は、営業停止等命令の告知を受けた無許可営業施設等について、直ちに次の事項を実施することを誓約いたします。

年 月 日

住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者名。記名押印又は署名）

誓約する事項

(様式3)

違 反 調 書

- 1 無許可業者等の氏名及び住所（法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者名）
 - (1) 氏名（名称及び代表者名）
 - (2) 住所（主たる事務所の所在地）

- 2 営業停止等命令の対象となる無許可営業施設等
 - (1) 所在地
 - (2) 名称等

- 3 報告徴収、立入検査及び指導履歴

- 4 命令告知後の状況
 - (1) 弁明の内容
 - (2) 命令処分通知書の送付日
 - (3) 停止等命令の遵守状況

- 5 その他特記事項

【本調書には、相手方から徴収した報告及び立入検査調書等関係資料の写しを添付すること。】

(様式4)

京都市達保医セ第

号

営業停止等命令通知書

被処分者

住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者名）

上記の者に対し、旅館業法第7条の2第3項に基づき、この法律に違反して旅館業を営む以下の施設において、
を命ずる。

施設所在地

施設名称等

上記のとおり通知する。

年 月 日
京都市長 印

この命令に違反する者は、旅館業法第11条により50万円以下の罰金に処せられることがあります。

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に京都市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市長を被告として提起することができます。

ただし、この処分があつたことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。